

6.3 施工計画及び供用計画

6.3.1 施工計画

6.3.1.1 工事工程の概要

工事は令和4年度に着手し、工事期間は60か月を予定している。工事工程は表 6.3-1に示すとおりである。

なお、原則として作業は午前8時から午後6時まで（ただし、工事のための出入り、準備及び後片付けを除く。）とし、日曜日及び祝日は作業を実施しない。

表 6.3-1 工事工程（予定）

事業年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
主要工程						
全体工程	第Ⅰ期工事				第Ⅱ期工事	
準備工事						
解体工事 土工事						
く体工事 プラント工事						
外構工事						
試運転						

6.3.1.2 工事の概要

工事の主な工種とその概要は、以下のとおりである。

(1) 準備工事

本事業の実施にあたり、工事作業区域を囲む仮囲いや仮設電源等の設置を行う。

また、第二プラント及び粗大ごみ破碎処理施設を稼働しながらの工事となるため、仮設貯留棟の設置等を行う。なお、適宜、ごみ収集車両等に必要な構内道路を確保する。

(2) 解体工事・土工事

工事は、「東京都環境確保条例」（平成12年東京都条例第215号）、石綿関係法令・規則等に基づいて実施する。

また、解体工事で発生する廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）、「廃棄物関係ガイドライン」等に基づき、適切に処理する。

ア プラント解体

計量棟と汚水処理施設等が解体の対象となるが、汚水処理施設については、第二プラント及び粗大ごみ破碎処理施設が稼働しているため、着工前に新施設建設に影響のある配管の切り回しを行った後、新施設の試運転中に解体工事を行う。

イ 建屋解体

建屋の解体は油圧圧砕機等を使用し、中防不燃ごみ処理センターの第一プラント、受入貯留ヤード（第二プラント側は屋根、壁等）の建築物、建築物の基礎等の残存物を解体する。解体に当たっては、必要に応じ、防音パネルや防音シートを設置し、騒音や粉じん対策を講じる。

また、解体対象施設の一部にアスベストを含む建材の使用が確認されている。解体前には内装建材等のアスベスト含有が疑わしい部位について調査し、処理が必要な場合、関係法令に基づき適切に処理する。

ウ 土工事

既存施設（整備範囲）の基礎部分の解体・掘削に先立ち、止水性に優れたソイルセメント柱列壁（SMW）による山留め等を行う。

なお、山留壁を支える支保工は、切ばり等で行う。

(3) く体・プラント工事

ア 基礎・地下く体工事

掘削工事完了後、杭等の地業工事を行ったうえ、地下部分の鉄筋コンクリート構造体を構築する。

イ 地上く体・仕上工事

地上く体工事は、クローラークレーン等を用いて基礎解体工事が終了した部分から順次施工する。仕上工事は、く体工事を完了した部分より順次施工する。

なお、仕上工事の内外装塗装に当たっては、低VOC塗料を使用する。

ウ プラント工事

く体工事を完了した部分より順次施工する。プラント設備の搬入はトラック等で行い、組立と据付はクローラークレーン等を用いて行う。

(4) 外構工事

外構工事としては、構内道路工事及び植栽工事等があり、く体工事がほぼ終了した時点から施工する。

6 対象事業の目的及び内容

6.3.1.3 建設機械及び工事用車両

(1) 建設機械

工事の進捗に応じ、表 6.3-2に示す建設機械を順次使用する。

なお、建設機械については、最新の排出ガス対策型建設機械及び低騒音型・低振動型建設機械を極力使用する。

表 6.3-2 工種別建設機械（工事用車両を除く）

主要工程	主な作業	主な建設機械										
		ラフテレーンクレーン	クローラークレーン	ローラー	アスファルトフィニッシャー	バックホウ	油圧圧砕機	ジャイアントブレイカー	多軸掘削機	杭打機	コンクリートポンプ車	ブルドーザー
準備工事	仮囲い設置 仮設事務所設置	○	○			○						
解体工事・土工事	建屋解体工事 プラント解体工事 SMW山留壁工事 地下解体工事 地下掘削工事 根切り工事	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
く体工事・ プラント工事	鉄筋、型枠工事 コンクリート打設 鉄骨建方 足場等仮設工事 設備配管、配線 組立、据付	○	○			○				○	○	
外構工事	駐車場 道路舗装 樹木植栽	○	○	○	○	○					○	○

(2) 工事用車両

工事用車両の主な走行ルートは、図 6.3-1に示すとおりである。

なお、工事用車両については、「東京都環境確保条例」他、各県条例によるディーゼル車規制に適合するものとし、九都県市（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）が指定する低公害車を極力使用する。

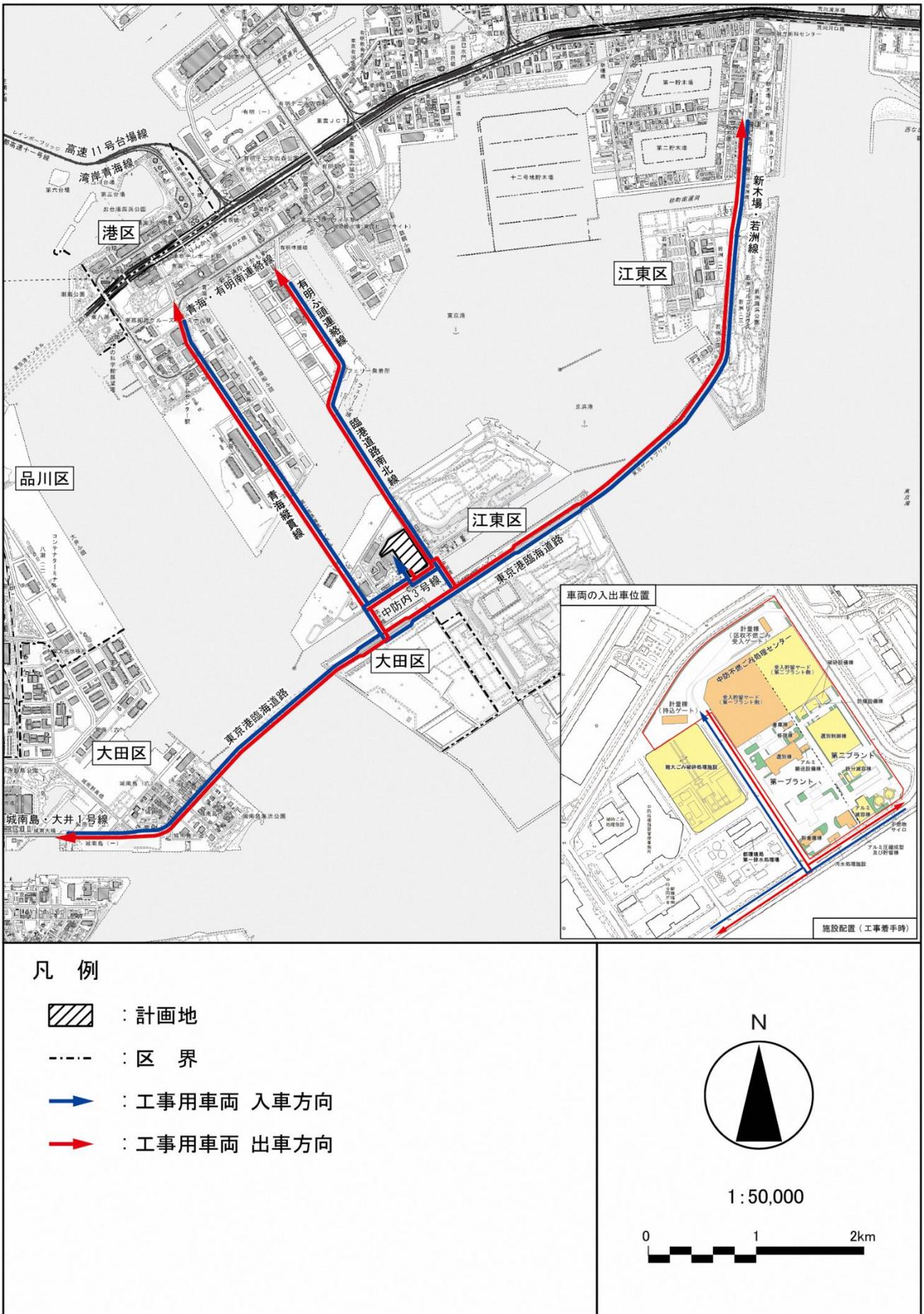


図 6.3-1 工事用車両の主な走行ルート

6 対象事業の目的及び内容

6.3.2 供用計画

6.3.2.1 ごみ収集車両等計画

(1) 運搬計画

ア ごみ等の運搬

東京23区から発生する不燃ごみ、粗大ごみ及び東京都内で発生する中小企業者等の産業廃棄物（紙くず・木くず・繊維くず）を搬入する。

また、施設で選別された資源（鉄、アルミ等）は回収業者、不燃物及び脱水汚泥は最終処分場、可燃物は清掃工場へ搬出される。

イ 搬出日時

ごみ等の搬出入は、原則として月曜日から土曜日までの8時から16時までとする。

ウ 走行ルート

不燃・粗大ごみ収集車両（以下「ごみ搬入車両」という。）及び選別後の資源・ごみ等搬出車両の主な走行ルートは、図 6.3-2(1)及び図 6.3-2(2)に示すとおりである。

ごみ搬入車両は、青海縦貫線、東京港臨海道路及び新木場・若洲線を経て中防内3号線から左折して計画地に入車するルート、資源・ごみ等搬出車両は計画地から中防内3号線を経て青海縦貫線、東京港臨海道路、新木場・若洲線を利用するルートを想定している。また、不燃物及び脱水汚泥は、中防外1号線を利用し、最終処分場へ搬出する。

エ ごみ搬入車両、資源・ごみ等搬出車両台数

新施設のごみ搬入車両、資源・ごみ等搬出車両台数は、ごみ搬入車両で369台/日、資源・ごみ等搬出車両で142台/日を想定している。ごみ搬入車両、資源・ごみ等搬出車両台数は、計画年間ごみ処理量の420t/日から、ごみ搬入量及びごみ搬入車両、資源・ごみ等搬出車両台数の実績を基に設定した。

また、年末などの短期間において、ごみの搬入量・ごみ搬入車両台数が多くなる。日最大ごみ搬入車両台数は、実績より461台/日と想定した。搬出については、貯留・搬出設備での貯留により搬出量の調整を行うために、搬入量の変動には影響しない。

オ 時間帯別ごみ搬入車両、資源・ごみ等搬出車両台数

新施設における時間帯別ごみ搬入車両、資源・ごみ等搬出車両の日平均台数及び日最大台数は表 6.3-3(1)及び表 6.3-3(2)に示すとおりである。

既存の中防不燃ごみ処理センター及び粗大ごみ破碎処理施設の時間帯別ごみ搬入車両、資源・ごみ等搬出車両台数の実績から設定した。

表 6.3-3(1) ごみ搬入車両、資源・ごみ等搬出車両の日平均台数の時間帯別台数

単位：台

時間帯 \ 車両	ごみ搬入車両 台数	資源・ごみ等 搬出車両台数	合計
8:00～ 9:00	64	30	94
9:00～10:00	43	8	51
10:00～11:00	58	24	82
11:00～12:00	45	14	59
12:00～13:00	30	23	53
13:00～14:00	37	34	71
14:00～15:00	51	9	60
15:00～16:00	34	0	34
16:00～17:00	7	0	7
合計	369	142	511

表 6.3-3(2) ごみ搬入車両、資源・ごみ等搬出車両の日最大台数の時間帯別台数

単位：台

時間帯 \ 車両	ごみ搬入車両 台数	資源・ごみ等 搬出車両台数	合計
8:00～ 9:00	80	30	110
9:00～10:00	54	8	62
10:00～11:00	72	24	96
11:00～12:00	56	14	70
12:00～13:00	37	23	60
13:00～14:00	46	34	80
14:00～15:00	64	9	73
15:00～16:00	42	0	42
16:00～17:00	10	0	10
合計	461	142	603

6 対象事業の目的及び内容

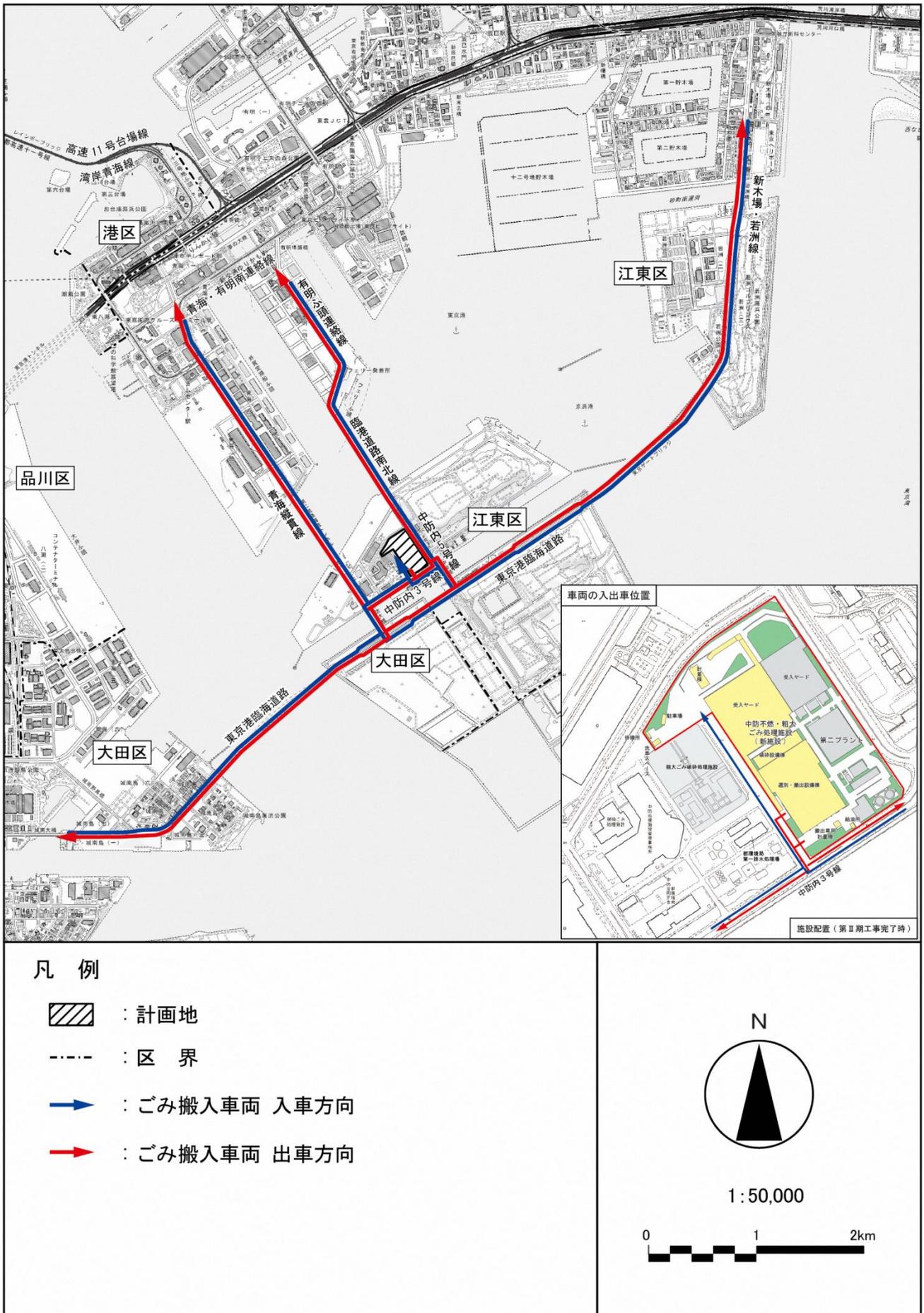


図 6.3-2(1) ごみ搬入車両の主な走行ルート

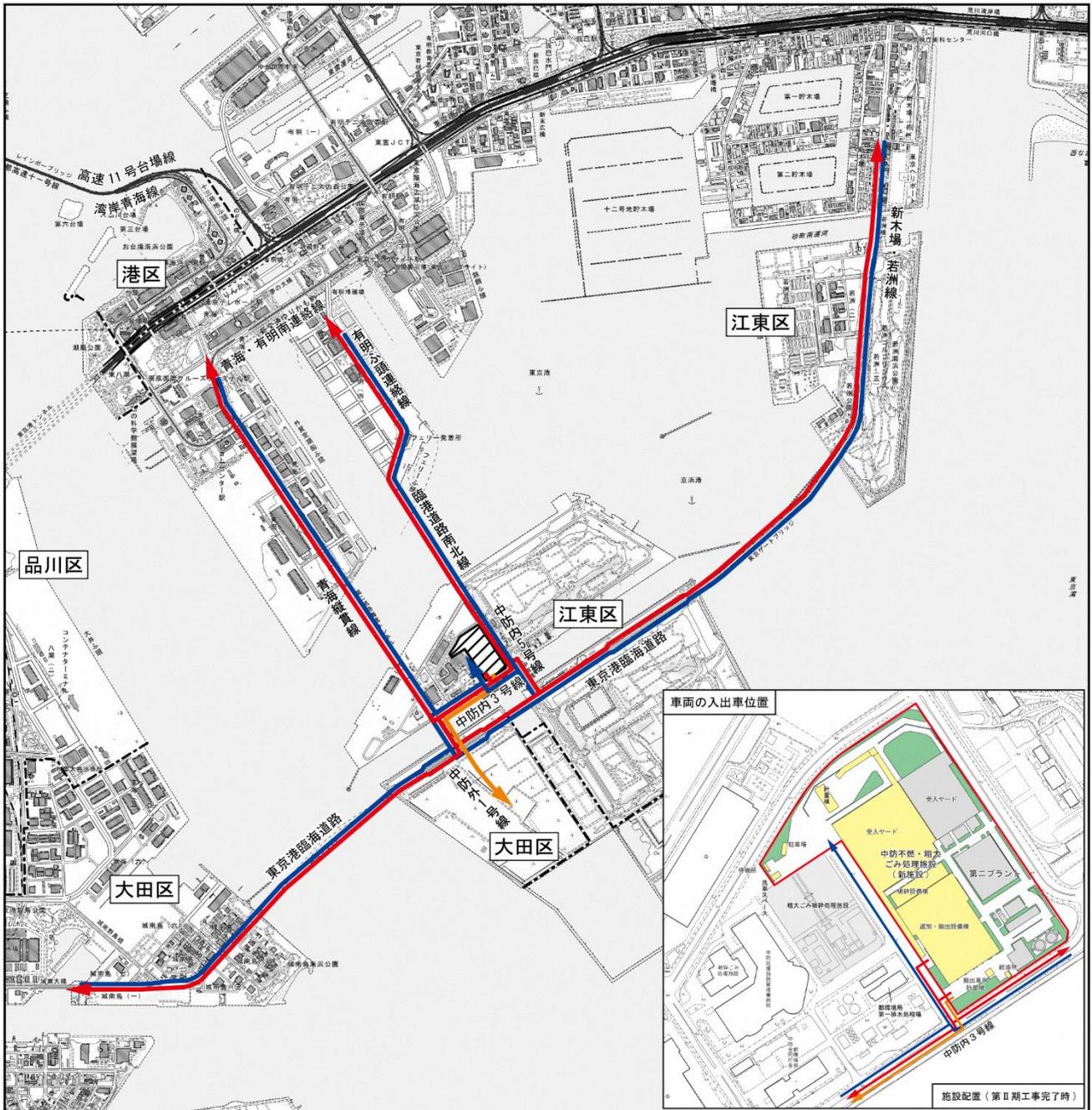


図 6.3-2(2) 資源・ごみ等搬出車両の主な走行ルート

(2) ごみ収集車両等の構造

ごみ搬入車両、資源・ごみ等搬出車両の外観は代表として、図 6.3-3及び図 6.3-4に示すとおりである。

車両は、積載したごみが飛散又は流出しない構造とする。



図 6.3-3 ごみ搬入車両の外観



図 6.3-4 資源・ごみ等搬出車両の外観